

令和7年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和7年3月21日（金）午後2時
(2) 閉 会 令和7年3月21日（金）午後4時50分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
第 2 会議録の承認について
第 3 会議の公開・非公開の決定について
第 4 第15号議案 財産の取得に係る教育委員会の意見について
第 5 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
第 6 第17号議案 三木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第 7 第18号議案 三木ホースランドパーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第 8 第19号議案 令和7年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について
第 9 報 告 事 項 令和7年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について
第10 報 告 事 項 令和6年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について
第11 報 告 事 項 三木市における地域クラブ活動の展開について
第12 報 告 事 項 各課（室）の所管事項について
第13 その他
第14 次回の定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北	由 美
委 員	石 井	ひろ美
委 員	稲 見	秀 行
委 員	西 岡	愛

5 欠席者

委 員 梶 正 義

6 事務局出席者

教育総務部長	森 田 眞 規
教育振興部長	鍋 島 健 一
教育総務課長	田 中 栄 一
教育施設課長	荒 田 知 宏
生涯学習課長	河 端 康
図書館長	伊 藤 真 紀
文化・スポーツ課長	手 島 三知子
学校教育課長	山 口 正 明
教育センター所長	計 倉 康 和
小中一貫教育推進室長	武 内 克 朗
教育・保育課長	仲 谷 淳
文化・スポーツ課主幹	福 本 和 也
教育総務課課長補佐	本 岡 忠 明
教育総務課係長	三 觜 牧 恵

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和7年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育委員会は過半数の出席で成立することを確認した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の

会議の会議録署名委員に、稲見委員及び西岡委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和6年2月定例会（2月21日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第15号議案「財産の取得に係る教育委員会の意見について」については議会案件であり、また、第19号議案「令和7年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について」は人事案件であることから、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第5 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○田中教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により委員会の議決を求める。

制定理由については、事務分掌の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるためである。

具体的な事務分掌の変更の内容及びその理由については、2月定例会において説明したとおりである。

教育長が第16号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 第17号議案 三木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○手島文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により委員会の議決を求める。

制定理由については、令和4年9月に策定した「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき三木市文化会館条例を改めたことに伴い、同

条例施行規則を改める必要があるためである。

制定内容については、文化会館で使用する備品等について、文化会館の使用料と同様に現行の1.2倍の額に見直すものである。

教育長が第17号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第7 第18号議案 三木ホースランドパーク条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

○河端生涯学習課長が次のように説明した。

三木ホースランドパーク条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により委員会の議決を求める。

制定理由については、令和4年9月に策定した「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき三木ホースランドパーク条例を改めたことに伴い、同条例施行規則を改める必要があるためである。

制定内容については、コート及びキャンプの備品等について、現行の1.3倍の額に見直すものである。

教育長が第18号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第9 報告事項 令和7年度における認定こども園及び保育所並びに
放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係
る補助執行について

○仲谷教育・保育課長が次のように説明した。

令和7年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成事業に関わる補助執行についての依頼である。

認定こども園、保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業については市長の権限に属する事務であるため、本来は市長部局の事務である。しかしながら、教育に専門性を有する教育委員会がこの事務を行うことが効果的かつ効率的であるため、例年、新年度に向けて市長部局から重点的に取り組む事項について依頼され、同依頼に基づき教育委員会が事務を行うものである。

例年と異なる内容については、令和7年度から令和8年度までの2年間で「幼保小架け橋カリキュラム」の作成を行うため、重点政策として挙げられている。その他の重点事項については例年と同様である。

(石井委員) アフタースクールの待機児童の状況について教えていただきたい。

(仲谷教育・保育課長) 令和7年度の入所申込状況については、現時点で796人、うち半数以上の498人が1年生及び2年生であり、低学年については全てのアフタースクールで受入れができています。

13アフタースクールのうち、高学年の受入れができていないのは三樹小学校、平田小学校、緑が丘小学校及び自由が丘小学校の4施設で、緑が丘東小学校については令和6年度に敷地内のプレハブから緑が丘東幼稚園の廃園跡地に移動したことが奏功し、待機児童は発生していません。

待機児童は学年別では4年生が多いものの、6年生についても13施設中3施設で申込みがあり、受入れができていません。

待機児童の解消については、4月当初は800人ほどがアフタースクールに在籍しているが、1学期を過ぎると退所する児童が出てくる。このため、各施設の学年ごとの入所希望者全員の空きが確保できた時点で当該学年の待機児童に向けて入所を案内する予定である。

(大北教育長) 待機児童はスペースの問題であるのか人員の問題であるのか説明されたい。

(仲谷教育・保育課長) 主にスペースの問題である。

日程第10 報告事項 令和6年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について

○手島文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市文化芸術賞表彰規則第4条の規定により、三木市文化芸術賞等の被表彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

令和6年度三木市文化芸術賞の審議結果については、文化芸術賞及び文化芸術特別賞については該当者なし、文化芸術奨励賞については文化芸術（音楽）分野及び伝統文化（囲碁）分野で各1人、計2人が選考された。表彰式は、令和7年3月17日に開催した。

(石井委員) 文化芸術賞、文化芸術奨励賞及び文化芸術特別賞の選考基準を教えてください。

(手島文化・スポーツ課長) 文化芸術賞については、全国規模の展覧会やコンクール等で最高賞若しくは最高賞に次ぐ賞を受けた人又は全県規模の展覧会やコンクール等で最高賞を受けた人が対象である。文化芸術奨励賞については、全国規模の展覧会やコンクール等でおおむね8位相当以内若しくは全県規模の展覧会やコンクール等でおおむね3位相当以内の優秀な成績を収め、今後の文化芸術活動が期待されると選考委員会が特に認めた人が対象である。文化芸術特別賞については、特に権威のある全国規模のコンクール等で優秀な成績を収めるなど、その文化芸術活動が特に表彰に値すると選考委員会が認めた人が対象である。

(大北教育長) 三木市文化芸術賞選考委員会の構成員について説明願う。

(手島文化・スポーツ課長) 大学教授、美術協会副会長、文化財保護審議会会長、文化芸術会議議長、三木市文化連盟会長、三木市美術協会顧問、三木市合唱連盟会長、三木市吹奏楽連盟会長及び教育総務部長である。

日程第11 報告事項 三木市における地域クラブ活動の展開について

○福本文化・スポーツ課主幹が次のように説明した。

地域クラブ運営方針は、令和6年11月に策定した「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～」に基づき、地域クラブの運営上の実務的な手引きとなることを目的として策定した。このため、相互に参照できるように同ガイドラインの各項目と同様の並びで記載した。以下、主な内容について説明する。

まず、地域クラブ活動の対象者は地域クラブ活動を希望する三木市在住の中学生で、同活動に参加するかどうかは本人の自由意思によるものとした。

次に、地域クラブ活動の実施主体は、三木市教育委員会へ登録シート等を提出の上、審査を受け、地域クラブとして登録された団体とし、地域クラブ活動を通じて子どもたちを「①人としての豊かな成長」「②多

様な人々とのつながりの中での成長」「③スポーツ・文化芸術活動に対する興味の育成」の3つの観点により育成するものとした。また、年間及び毎月の活動計画を実施1か月以上前に公表し参加者及び保護者に周知すること、急遽やむを得ない場合を除き少なくとも当該年度末まで活動すること、活動により知り得た情報を漏えいせず適正に取り扱うこと等を求めた。

次に、活動時は参加者の安全面の確保や健康管理などに配慮するため、責任者や運営スタッフなど3人以上を配置することを基本として求めるほか、指導者の資格や必ず受講することが必要な研修等について定めた。

○手島文化・スポーツ課長が次のように説明した。

引き続き説明する。生徒の安全確保については、熱中症の予防措置、参加者が体調不良を申し出た場合及び活動中に事故が発生した場合における速やかな対応、活動中に利用できる自動体外式除細動器（AED）の把握、自転車等の保険加入やヘルメットの着用指導などの安全な移動のための措置等について定めた。

次に、適切な休養日等の設定については、部活動と同程度の活動時間として平日2時間程度、休日は3時間程度と設定したほか、週当たり2日以上休養日を設けることとした。

次に、活動場所については、市内の学校施設、公共施設及び社会教育施設とした。

次に、大会等の参加については、各地域クラブが各活動における大会又はコンクールに参加する場合は、審判員の資格やコーチング資格の保持など、主催団体や連盟等の参加要件を満たすための人員の確保を求めることとした。

次に、適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減については、上限額は定めないものの、可能な限り低廉な会費の設定を求めることとした。なお、地域クラブが年間計画に基づく活動のために学校施設や公民館等の市内施設を利用する場合は、施設使用料を100%減免する。

次に、市教委の役割については、5点定めた。1点目は体制整備・運営管理として「三木市地域クラブ活動推進協議会」の設置及び運営に係る業務を行い、持続可能な地域クラブとなる体制を整備するほか、「地域クラブ活動コーディネーター」を配置し、地域クラブの立ち上げの支援や運営に必要な指導・助言等を行う。2点目は地域クラブの管理及び指導、3点目は指導者の確保及び資質向上、4点目は国・県との連携及

び情報管理、5点目は地域ネットワークを構築し、地域のスポーツ・文化芸術団体等の情報収集、地元企業等と連携した地域クラブ活動の推進を行う。

次に、活動開始までのスケジュールについては、7月に地域クラブ設立に関する説明会を行い、8月に募集開始し、9月末に

結果を通知する予定である。

続いて、ゴルフクラブ活動方針について説明する。

コンセプトについては、「ゴルフでつながり、未来が広がる！」とし、地域クラブが実施するゴルフクラブは単なるゴルフレッスンではなく、ゴルフを通じて心も体も健やかに成長し、人とのつながりを深める活動の場を提供する。

次に、活動目標は①目標を見つけてチャレンジする ②困難を乗り越え、成長をめざす ③周囲の人と積極的に交流し、協力して取り組む ④自分の気持ちを上手にコントロールし、自身を育む ⑤的確な判断力を育むの5点である。

次に、ゴルフクラブの対象者は参加を希望する市内在住の中学生、定員は20人程度で、移動手段は生徒の徒歩若しくは自転車、公共交通機関又は保護者による送迎とし、保険はスポーツ安全保険に加入する。

次に、会費は月額3千円、指導者は地域の指導者又は日本プロゴルフ協会の認定指導員とする。

次に、活動プログラムについては、定期練習会としてガーネットゴルフクラブで打球練習するとともに、自由が丘中学校でスイング練習及びアプローチ練習等を行う。

次に、活動イベントとして、随時、ゴルフ施設の見学、ゴルフトーナメント及び春中・春高ゴルフの観戦を行う。

(石井委員) 運営方針については、ガイドラインに比べて具体性が高いため、誰が読んでもよく分かり、内容が見やすいものとなっている。

生徒の安全確保の中で、「活動中に利用できる自動体外式除細動器(AED)の把握」とあるが、単なる設置場所の把握であるのか、使い方も含めての把握であるのかが分かりにくいと感じた。過去の議論の中で、「地域クラブ活動の際、例えば、学校の運動場で活動したときに、使用できるAEDの有無について確認したほうがよい」と発言した記憶がある。それを受けての「場所の把握」という意図であるのか教えていただきたい。

(手島文化・スポーツ課長) 場所の把握についての記載である。

(石井委員) どのような方針とするかをはっきり記載したほうがよいと考える。任意ではあるが、保護者には学校でAEDの講習を受ける機会がある。指導者でAEDの使い方を知らない人はいないかもしれないが、希望としては、子どもを預ける上でも、子どもだけではなく大人と活動する上でも指導者にはAEDの使い方を知っておいていただきたい。

(手島文化・スポーツ課長) 研修の「応急措置」に「AEDを含む」と追記する。

(石井委員) 指導者と発言したが、指導者に限らず一緒に活動する人が使えることは心強いと感じる。AEDを含む研修を行うかどうかは別として、「把握」という書き方が誤解を招かないようにしていただきたい。

(大北教育長) AEDの記載については事務局で再考されたい。

(稲見委員) 3点発言する。1点目は、運営方針の活動開始までのスケジュールの中で、「令和7年度」という記載が2か所ある。運営方針を年度ごとに作成するのであればよいかもしれないが、そうでないのであれば、年度の書き方を工夫したほうがよいと考える。

2点目は、7月の地域クラブ設立に関する説明会開催までに今部活動に携わっている教職員に話を聞くなどしてQ&Aを作成したほうがよいという提案である。

3点目は、通信手段についてである。今、土日に対外試合に行くなど学校を離れる際は、連絡用であれば携帯電話の所持を許されていると聞いた。地域クラブ活動では学校が終わった後、生徒自身が移動するか、家族が送迎を担うかになると考えるが、どのように連絡を取るかを学校とよく調整し、説明会までに回答できるようにしていただきたい。

(手島文化・スポーツ課長) 初年度であるため今回はこのままの文言とし、

令和8年度に令和9年度まで使用できるよう文言の修正を行いたい。
Q&Aについては当然必要と認識しており、作成する予定である。

(森田教育総務部長) 運営方針については、令和7年3月に公表する。その後、年度ごとに出すかどうかは未定であるが、改定は必要であるため、改定という形で年度更新するか、おって事務局で検討したい。

(稲見委員) 事務局内で物事を進めるさまざまな計画があるが、地域クラブについては教育委員会で方針等を示すものの、実施者は市民である。このため、実施者が対応できる運営方針でなければならない。

その辺りを平素の事業展開とはチャンネルをさまざまに変えながら行っていただきたいという思いである。

運営方針について「年度版」とするかどうか質問した理由としては、市民から内容について問合せがあり、その内容が変わっている場合に、「何年度版の運営方針を見ているか」等の問いかけがしやすいと考えるからである。年度版としない場合は、いつ発行かを確認し、対応することが煩雑であると推察する。たとえ内容が変わらなかったとしても、年度版の運営方針としたほうが地域クラブ活動コーディネーターが対応しやすいのではないかと考えるため、検討していただきたい。

(森田教育総務部長) 運営方針の中に「必要に応じて改定する」との項目があるため、どこかに「何年何月改定」と表記すれば分かりやすいのではないかと考える。

(大北教育長) 運営方針のスケジュールは令和8年5月までで終わっているため、その後のスケジュールを記載する必要がある。「年度版」として発行したとしても、年度途中で改定することも考えられる。「年度版」とした上で、必要に応じて随時改定していくこととする。その他の指摘についても事務局で留意されたい。

(石井委員) 7月のスケジュールに「地域クラブ設立に関する説明会」が記載されているが、回数を教えていただきたい。

(福本文化・スポーツ課主幹) 1回で考えている。

(石井委員) さきほど稲見委員が発言されたように、「よくある質問」のような形でQ & Aを集約し、説明会の参加者が事前に確認できるような形で用意していただきたい。説明会が1回では、どうしても足りない部分が出てくると思われる。説明会の混乱を避け、時間の長期化を防ぐ意味でも、参加者が説明を聞いて納得できるような事前準備が必要と考える。

(福本文化・スポーツ課主幹) 他市でもホームページ上で一般的な質問から、個別具体的な質問までQ & A方式で掲載されていること、できるだけ有意義な説明会にしたいことから、「よくある質問」の作成に努めていきたい。

(石井委員) 研修に出席して分かったが、三木市と他市では状況が違う部分が多くあった。他市の事例を参考にされるだけではなく、教職員の生の声を取り上げたり、地域の声を吸い上げたりして、「三木市の地域クラブ」についてのQ & Aを作成していただきたい。

補助金に関する質問も出されることが想定される。この件については見通しが見つからない部分があると思うが、はっきり回答するか回答を避けるかは別として、Q & Aに記載する必要はあると考える。

(大北教育長) 市民や地域クラブを設立しようかと考えている人などからどのような疑問が出されるかをさまざまに収集し、説明会を開催する7月までにしっかりと準備されたい。

ゴルフクラブ活動方針についても意見を出していただきたい。

(稲見委員) 「三木市地域クラブ活動先行事業」とあるが、ゴルフクラブの名称も記載されておらず、どのような団体であるのかがよく分からない。教育委員会が登録団体となるのか、任意団体を設立するものの事務は教育委員会で担うとするのか、腑に落ちない気持ちである。

(森田教育総務部長) 指導者はおられるが、事務局がないため、令和7年度は教育委員会が事務局として運営し、令和8年度は他の地域クラブと同様にゴルフクラブの運営団体を立ち上げていただき、事務局も運営団体に移行する予定である。

(稲見委員) そうであれば、運営方針上は地域クラブの応募シートを教育委員会が記載し登録することとなり、違和感がある。ゴルフクラブは外部で立ち上げていただき、事務についてはゴルフクラブの組織が弱いから教育委員会が応援する、というほうがよいのではないか。ゴルフクラブの名称が仮称であったとしても、来年度に名称変更をすればよいと考える。

(石井委員) ゴルフクラブ活動方針では、指導者の項目に「地域指導者、日本プロゴルフ協会（PGA）認定指導員」と記載がある。本来ならこの地域指導者に当たるかたがゴルフクラブを創設し、地域クラブに応募することとなる。ゆくゆくは自立して運営も行っていくので、事務はしばらく教育委員会が担ってほしいというのであれば理解できるが、教育委員会が率先して活動方針を策定し、応募するということが稲見委員が指摘された違和感であると考え、同感である。

この内容であれば、ゴルフクラブの指導者は指導だけしておけばよく、他の地域クラブの指導者はゴルフクラブだけ待遇が異なるではないかという思いを持つのではないかと危惧する。

(稲見委員) なぜゴルフクラブのみを教育委員会が先行事業として取り組むのか、なぜ他の競技等はできないのかという意見に納得のいく回答をすることが難しいと考える。

先述のとおり、「団体の事務局を1年間支援する」とするほうが説明しやすい。

(森田教育総務部長) 委員御指摘の内容が本来の姿と考えるが、既にゴルフクラブを立ち上げることが先行してしまっている。指導者には指導することについては依頼しているが、ゴルフクラブの設立については依頼できていないため、本年度進めていく中でそれらの話をしていくこととなる。

(石井委員) ゴルフクラブを立ち上げることは、地域資源を生かし子どもたちに裾野を広げてゴルフ人口を増やしていく、非常に意義のある活動と考えている。しかしながら、立ち上げ方については、モデルクラブの役割を果たせるのかは疑問に思う。他の地域クラブを立ち上げる際の広報や登録その他の事務手続のモデルにはなると考えるが、

活動方針についても、教育委員会が率先して作成するのではなく、指導者が子どもたちと触れ合う中で自分たちが目指す団体を立ち上げ、それから事務的な部分を教育委員会が支援するという形のほうがモデルクラブとして成り立つのではないかと考える。差し迫っており時間がないのは理解できるが、説明が付くかどうか心配である。

(稲見委員) 確認であるが、「ゴルフクラブの立ち上げ」及び「事務については1年間は教育委員会が引き受けるが、2年後にはゴルフクラブで担う」の2点について、指導者の了承を取っていないということか。

(森田教育総務部長) 取っていない。令和7年度については活動プログラムや活動場所など、基本的には全て教育委員会で担っており、練習についてもある程度携わらなければならないであろうと認識している。

(稲見委員) 練習に携わるのはよいと考えるが、このままいくと教育委員会が全てやらなければならないのではないか。

(石井委員) これまで厳しいことを述べたが、運営方針やガイドラインにおいて団体や指導者に求める条件がかなり多い上、自分たちで全てを担う必要があり、ハードルが高いと感じている。一方でゴルフクラブ活動方針は教育委員会主体で出されており、対照的である。これが地域クラブを立ち上げようと考えている人に不公平感を与えてしまうのではないかと感じるため、発言したものである。重々承知されていると思うが、説明会では参加者が納得できる説明をしていただきたい。

(大北教育長) 事務局において、委員から出された意見をよく整理されたい。

日程第12 報告事項 各課(室)の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○荒田教育施設課長が次のように報告した。

豊地小学校及び自由が丘中学校のプール水槽防水改修工事については塗装工事を進めており、進捗率は70%程度で年度内に完成する予定である。

平田小学校プール水槽防水シート改修工事については2月26日

に入札があり、契約相手が株式会社高階、契約金額が1,012万円であった。現在は進捗率が10%で、シートの撤去を行っている。工期は2月28日から3月31日までであるが、工期内での完成が難しいため繰り越し、令和7年度に完成する。

志染保育所及び別所認定こども園の防犯対策施設整備工事（オートロック）については、令和6年度内での工事が難しいことから令和7年度に繰り越し、早期に工事を発注し、オートロックの整備に努めたい。

（2）生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

三木市高齢者大学・大学院卒業式を3月13日にまなびの郷みずほで開催し、卒業者数は大学が8人、大学院が20人であった。大学については、新型コロナウイルス禍で入学者数が少なかった年度であり、入学者数は12人であった。令和7年度については、大学47人、大学院2人の計49人が入学する。大学院については、入学条件を三木市高齢者大学又はいなみ野学園等の生涯大学を卒業した人としており、大学の卒業者数が少なかったことに伴い入学者数が少なくなっている。

三木市高齢者大学設置要綱第10条第2項の規定に基づき、三木市高齢者大学の学長を委嘱した。現学長の井上京子氏を再任し、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までである。

（稲見委員）報告事項に対する質問ではないが、細川町公民館の調理実習室について、10年以上前から流し台の改修を希望していると聞いた。公共施設の改修は優先順位があることは承知しているが、一度現地を確認していただきたい。

（河端生涯学習課長）使用に支障を来す場合は修繕等を行っているため、流し台の状況を確認する。

（3）図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

大人のための絵本セラピー®～大人も絵本をたのしもう！～を3月16日に中央図書館で開催し、参加者は8人であった。令和5年

度に引き続き2回目の開催である。本事業は、大人を対象として絵本セラピストが選んで読んだ絵本について感じたことをグループで話し合い、同じ絵本の読み聞かせであっても人により感じ方が違うことに気付いたり、視野が広がったりと、人生経験豊富な大人だからこそ味わえる体験ができ、絵本を通じて新たな発見やつながりが生まれる大人向けのイベントである。参加者からは、「子どもではなく自分のために参加し、わくわく楽しい時間になった」、「感想が人によって違うのが面白い。他の人と話をするのでつながるのは楽しい」等の感想があった。本と人、人と人をつなぐイベントとして今後も開催していく。

歴史講演会を3月16日に吉川図書館で開催し、参加者は33人であった。今回は「吉川の戦争の記憶 語りと紙芝居」という演題でよかわ歴史サークルの藤田均氏を講師に迎え、語りと手作り紙芝居2冊を上演した。昨年秋に市民から寄贈された「岸本寿人氏の戦争体験記」と、新たに講師の藤田均氏が作成した「谷川静雄氏の戦争体験記」は、共に吉川町に在住していた人の戦争体験を基に作られた紙芝居で、地域のかたにとってはより身近に感じる講演会であった。これらの紙芝居は貴重な郷土資料であるため、令和7年度の図書館システム更新後にデジタル化し、広く活用できるようにする。

春休みの子ども向けイベントとして「春休み！図書館こどもDVD上映会」を3月23日に吉川図書館で、「わくわく春のおはなし会&工作～『とことこアニマル』を作ろう～」を3月30日に中央図書館でそれぞれ開催する。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○手島文化・スポーツ課長が次のように報告した。

おひなさま展スタンプラリーを2月24日から3月9日まで開催し、参加者は336人であった。

第30回記念大会であるみっきいふれあいマラソンを3月2日に三木総合防災公園で開催し、参加者は令和5年度から700人弱増の2千人であった。当日は雨が降ったりやんだりする天気であったが、ゲストランナーとして招へいしたオリンピック出場選手の田中希実氏が全ての部門で参加者と一緒に走ったため、大変喜ばれた。

歴史ウォーク5「正法寺古墳コース」を3月9日に開催し、参加者は16人であった。

みき歴史資料館協議会を3月12日にみき歴史資料館講座室で開催し、出席者は6人であった。

歴史ウォーク1「這田村法界寺山ノ上付城跡コース」を4月17日の午後に開催する。当日は午前中に法界寺で絵解きが開催される。

(稲見委員) みっきいふれあいマラソンについて、申込者数が2,104人であるが、104人が欠場し、出場者数が2,000人という解釈で合っているか。

(手島文化・スポーツ課長) お見込みのとおりである。

(5) 学校教育課報告事項

○山口学校教育課長が次のように報告した。

第12回定例校園長会を2月26日に開催した。主な議題のうち、学力育成三木モデル事業と不登校対策についてはおって報告する。

公立高校学力検査が3月12日に、公立高校合格発表が3月19日に実施された。三木市内の高校の発展的統合により、令和6年度から三木北高校及び吉川高校は募集停止となった。発展的統合の影響については複数年の状況把握が必要と考えているため、引き続き志願動向を注視し、生徒が適切な進路を選択できるよう各学校で進路指導に力を入れていく。

続いて、令和6年度の「未来を創る学力育成三木モデル事業」の取組について報告する。令和6年度も「教職員の意識改革」「授業改善」及び「情報の共有」の3つの柱を中心に取組を進めた。

まず、「教職員の意識改革」については、「学力育成三木モデル」の方針を示し、授業改善を支援することを目的に教職員向けの研修リーフレットを作成した。特に、主体性・協働性・創造力と学力の関係を明示し、効果的な指導方法を提案した。また、先進的な教育を学ぶ視察研修を各校の研究推進担当を対象に実施し、教職員の意識向上を図った。更に、全教職員を対象に未来を創る学力育成研修会を開催し、GIGAスクール構想やICT活用の授業について再認識する機会を設けた。研修後のアンケートでは、98%の教職員が「大変よかった」及び「よかった」と回答した。

次に、「授業改善」については、学力育成プロジェクト会議で示された取組の方向性に基づき、学力向上対策委員会や研究会を継続

的に開催した。また、教育センターとの連携により、学習展開案づくりのワークショップやライトニングトーク（MLB）を通じて教員の学びを支援した。

最後に、「情報の共有」については、ICTを活用した授業改善の情報共有の場をコミュニケーションツール内に設置し、各校の実践事例を共有した。また、市の広報紙において、今学校がめざそうとしている教育改革並びに「子ども主体の学び方」及び「ICTを活用した協働的な学び」について保護者や地域に周知した。

次に、成果について述べる。

令和6年度の学力育成事業における成果として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる授業改善が進んだ点が挙げられる。これは、教職員研修の充実やICT活用の推進が効果を発揮した結果と考えられる。更に、教職員アンケートでは、「9年間のつながりを意識した授業づくり」について、約9割の教職員が理解を深めており、意識改革が着実に進んでいることも大きな成果である。

子どもたちの学力向上については、基礎学力の定着と学習意欲の向上という点で一定の成果が見られた。基礎学力定着化事業の学力調査の結果において、ほとんどの学校で、令和5年度に比較して平均正答率が上がった。また、児童生徒アンケートでは、「授業が楽しい」「分かりやすい」と感じる子どもたちが増加した。

次に、明らかになった課題について述べる。

授業改善の「4つの視点」「黙って聞いている子どもたち（サイレントマジョリティー）を動かす授業へ」「『分かったつもりで終わっている授業』から『分からなさを出せる授業』へ」「子どもたち自身に見通しをもたせる授業づくりへ『教科の体系性』を意識」「授業の手段や手法を研究するのではなく、子どもにどのような力がついたかを検証する研究へ」を十分に実践できていない場面が見られ、ICT活用や自由進度学習において、「なぜそれを行うのか」という目的が明確でないケースもあった。また、協働的な学びに対する児童生徒の受け止め方には差があり、一部の子どもたちは静かに学ぶことを好む傾向が見られた。更に、学力向上の評価方法については、「授業が楽しい」、「学習意欲が向上した」といった成果がある一方で、具体的な学力の伸びを数値で示すことが難しいという課題も指摘された。特に中学校では、教科ごとに担当の教員が異

なるため、授業改善の具体的な方法を全体に浸透させることが難しいという課題がある。

そこで、令和7年度の学力育成事業では、次の取組を重点的に進めていく。

1点目は、授業改善の「4つの視点」をより明確化することである。授業設計の段階で、「黙って聞いている子どもたち、いわゆるサイレントマジョリティの子どもたちが動く授業」「分からなさを出せる授業」などの視点を意識し、それらを具体的な形で授業に組み込めるよう工夫する。

2点目は、協働的な学びの質の向上である。児童生徒の実態に応じたグループ編成や活動の工夫を行い、学力差があっても学びが深まるような協働的な学びをめざす。特に、一部の児童生徒が「協働的な学び」に対して意義を感じにくい状況を改善し、全ての子どもが効果的に学べる環境を整える。

3点目は、研修の充実と情報共有の強化である。教科研修部会と指導主事の連携を継続し、授業改善の実践を市内全体に共有する。また、ICT活用の更なる発展に向け、コミュニケーションツールや学習プラットフォームアプリを活用した情報発信の機会を増やし、教職員の学び合いを促進する。

以上の取組を通じ、授業の質を向上させ、全ての子どもが主体的に学び、学力を伸ばせる環境を整えていく。

次に、令和6年度の不登校対策専門委員会の報告及び令和7年度の方向性について説明する。

令和6年度の不登校対策専門委員会では、新型コロナウイルス禍以降の不登校児童生徒の増加が課題となっていることから、データを基にその実態を整理し、未然防止策や支援の在り方について検討した。特に、不登校の主な要因である「学業不振」や「学校生活への意欲低下」への対応が重要であると考えている。

まず、市内の不登校児童生徒の現状について、改めて報告する。

現在、市内の不登校児童生徒の出現率は、小学校で1.35%、44人、中学校で7.08%、121人である。傾向としては、小学校では低学年の不登校が増加傾向にあり、特に高学年での増加が顕著である。中学校では、1年生の不登校が増加しており、小学校4年生及び中学校1年生での増加率が高いことが分かっている。

不登校の主な要因として、小学校では「学校生活への意欲低下」

が最も多く、「学業不振」や「生活リズムの乱れ」も影響している。中学校では、「不安・抑うつ」や「学業不振」が主な要因となっており、小学校と共通する課題も多く見られる。また、学力の向上が必ずしも学習意欲の向上に結び付いていないという点も、大きな課題である。

不登校対策アクションプランに基づき、さまざまな取組を行っているが、今回の対策専門委員会では、特に「未然防止に向けた取組」について協議した。

そこで、令和6年度の「各校における不登校の未然防止に向けた取組」について説明する。

1点目は、「分かる・できる・成長している」と実感できる学びの提供である。指導方法や指導体制の工夫を行い、個別最適な学びと協働的な学びを充実させたり、習熟度別の指導や自由進度学習の導入を進めたりした。また、ルールメイキング、いわゆる校則の実施により、児童生徒の主体性を向上させたり、挑戦と成功体験を重視した学習環境を整えたりした学校があった。

2点目は、学校が成長の場であることを実感できる支援である。授業設計の工夫を行い、児童生徒が自己決定する機会を増やしたり、学ぶ意味を理解できるよう支援したりした。また、振り返り活動を通じ、メタ認知能力を育成した学校もあった。

3点目は、学校生活の心理的安全性を確保し、自己肯定感を育む環境づくりである。

相談しやすい環境を整えるため、スクールカウンセラーや「みっきいルーム」の活用を進めた。また、校内支援教室「サポートルーム」を充実させ、ICTを活用した学習支援を実施した。小学校ではスクールソーシャルワーカーとの連携を強化した。

最後に、令和7年度は、次の5点に重点を置いて取り組む。

1点目は、不登校の未然防止施策の更なる強化である。生徒指導を充実させ、自己選択・自己決定の機会を確保した魅力ある学校づくりを推進する。

2点目は、教職員の意識改革である。「なぜ来ないのか」ではなく、「なぜ来られないのか」という視点を持ち、児童生徒の主体性を育む指導を強化する。

3点目は、主体的な学びを促す環境づくりである。ICTを活用した自由進度学習や習熟度別指導の充実により、学習意欲を向上さ

せる。

4点目は、ICTを活用した「心の健康観察」の導入検討である。既に中学校では導入しているが、低学年でも増加していることを踏まえ、児童生徒の心理状態の変化を把握し、支援の精度を向上させるため、全校での導入を視野に入れて研究を進めていく。

5点目は、関係機関との連携強化である。「三木市不登校対策アクションプラン」に基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒の社会的自立を支援していく。

今後も、不登校対策の改善に向け、各校の取組を支援し、関係機関と連携を深めながら、児童生徒一人一人が安心して学び、成長できる環境づくりに努める。

(石井委員) 学力向上に関しては、長期的な視点が必要であることは認識しているが、以前、点検・評価の協議の際に、学力向上については一つの指標として、同じ学年の経年変化をデータ化してはどうかと発言したと認識している。そのような視点は今回取り入れたのかどうか教えていただきたい。

(山口学校教育課長) 取り入れている。同じ学年が翌年にどう変わったかというところに注目し、学力向上プロジェクト会議で分析した。その結果、令和6年度の基礎学力状況調査については、令和5年度に比べ、ほとんどの学校で学力向上が見られた。

(石井委員) 不登校の説明の中で「学力の向上が必ずしも学習意欲につながっていない」とあったが、意欲につながっていないということは、依然として受け身の状況で、目の前のことや言われたことについては取り組むことができるが、なぜ自分ががんばらないといけないのか分からず、言われるがまま勉強しているという状況であると読み取っている。やはり子どもたちが、こういう自分になりたいから今がんばっているという意識を持ったり、次もっと何かをやってみたいと主体的になれるような取組を継続して続けていただきたい。

(6) 教育センター報告事項

○計倉教育センター所長が次のように報告した。

みっきいルームの正式通級児童生徒は、中学生6人、小学生10

人の計16人で、先月から小学生が1人増加した。増加しているみつきいルームの通級児童生徒のうち特に小学生児童に対応するために、令和7年度は教育センター内にもう一つ活動場所を増やす予定である。

令和6年度三木市立教育センター研究グループ制度研究発表会を2月28日に教育センターで開催し、7グループが発表し、参加者は75人であった。

青少年センターの実施した事業について報告する。

ネット見守り隊報告を2月20日に実施し、特に問題となる報告はなかった。

(7) 小中一貫教育推進室報告事項

○武内小中一貫教育推進室長が次のように報告した。

箕面市立彩都の丘学園への先進校視察を2月26日に実施し、学年交流の様子を学校の管理職を含めた教職員とともに視察した。

令和6年度は、教育委員会を含め、延べ19か所の先進校視察を実施し、それぞれの学校規模及び周辺環境は異なるものの、教育内容、学校運営、異学年交流及び地域連携の在り方等を視察の視点として調査研究を重ねてきた。

今後、これらの知見を基に、現在計画を進めている吉川地域の小中一貫校をはじめ、全市的に進めている小中一貫教育の推進に生かしていく。

第5回小中一貫教育ワーキングチーム全体会を2月26日に開催した。当該組織は、小中一貫校設置に向け関係各課の担当者による全庁的な組織であって、建築関係、財政及び財産等の視点で協議を進め、必要に応じて先進校視察にも同行した。市の大きな事業の一つであるため、令和7年度についても更に深く協議を進め、小中一貫校の設置に向けて着実に歩みを進めていく。

教育センター研究グループ発表会を2月28日に開催し、令和6年度の実践推進校である別所小学校及び別所中学校の3年間の取組をまとめて発表し、教職員の意識改革を起点に、子どもの成長に焦点を当てたさまざまな取組の成果や課題を共有した。特に校種間を越えて地域の子どもたちが抱える課題や育成を目指す15歳の姿について共通理解を図り、系統的な学習指導や児童生徒間交流の在り方についての提案があった。1中1小の実践推進校の取組ではある

ものの、市内の1中複数小の中学校区においてもヒントになると考えている。今後も実践推進校の具体的な実践を市内の学校にフィードバックし、小中一貫教育の裾野を広げていきたいと考えている。

(8) 教育・保育課報告事項

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

公立幼稚園、公立認定こども園のほか、民間認定こども園において3月に卒園式、4月に入園式を開催する。

令和6年度アフタースクール春休み限定入所児童募集を2月10日から2月28日まで実施し、31人の申込みがあった。このため、春休みのアフタースクールは、通年の児童に31人を加えた人数で運営を行う。

次に、令和7年度ことばの保育室対象年齢拡大及びその内容について報告する。ことばの保育室については、5歳児を対象として、発音が正しくできていない、話し言葉のリズムが乱れている、吃音や早口などの言語に関する問題を早期に発見し指導していくことを目的として、平成13年度に三樹幼稚園を拠点に開室した。

令和7年度から、新たに4歳児も対象として受け入れる。これまでは、4歳児はことばの発達過程にあることから、問題かどうか見極めにくいため受け入れていなかったが、保護者や園所から相談や指導に対してのニーズがあること、利用者総数が近年減少していることから4歳児を受け入れても支障がないと判断したことが理由である。5歳児の令和7年度の通級人数を注視しながら4歳児について受け入れていきたい。

次に、多文化共生巡回訪問事業については、外国にルーツを持つ子どもが年々増えている中で、その子どもや保護者に寄り添った支援を行うため、令和6年度から自由が丘幼稚園に多文化巡回担当の主任教諭を配置し、対象である公立の幼稚園、認定こども園及び保育所を訪問し、在籍する外国にルーツを持つ園児に対し、「ハッピールーム」という名称で遊びを通した日本語の個別指導や異文化理解を進めるための交流遊びを実施してきた。

また園所が作成する保護者宛文書について、やさしい日本語等を用いた作成を検討したり、作成事例を情報提供したりすること

で、保護者にとって分かりやすい文章作成の支援を行った。

成果としては、個別の日本語指導においては園児が「ハッピールーム」での活動を楽しみにしている姿が見られ、個々のペースで楽しみながら日本語に触れる機会となったこと、担任との情報共有からクラスの保育や生活につながる内容を取り入れることで、活動を普段の生活や遊びに生かしていること、個別指導を行うに当たって、集団の中ではつかみきれなかった対象児の日本語の理解度や興味の集中度合などについて深く理解することができ、その内容をクラス担任と共有することで、クラス活動の中での支援にも生かすことができたことである。また、「ハッピールーム」での活動内容や園児の様子を保護者に伝えることで保護者も喜ばれ、家庭でも協力が得られるケースがあった。この成果を基に、令和7年度については、多文化共生巡回訪問を民間認定こども園へ広げていきたい。

令和7年度の対象園児である外国にルーツを持つ在園児数については、2月末現在で58人であった。2年前は約30人で、この2年間でかなり増加しており、今後も増加すると予測している。在籍園数は9園、国の数は13か国で、一番多いのはベトナム、次にシリア、フィリピン、ネパール、パキスタン、モンゴル、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル等である。従来は翻訳機等により難しい言葉を変換して伝えていたものの、なかなか伝わらず、やさしい日本語、簡潔な日本の言葉で伝えるほうが伝わりやすいことが分かった。実際に、自由が丘幼稚園の卒園式に参列した際、卒園児に外国籍児童がおり、その保護者に対して多文化共生担当の教員がピアノの音に合わせてお辞儀をすることを身ぶりを加えて事前に伝えていた。すると、保護者はピアノに合わせてしっかりお辞儀をされていたため、短い日本語の単語で伝えることが一番分かりやすいということを実感した。

これまでは多文化共生については手探りの状態であったため報告を控えていたが、今回成果が見えてきたため、民間園へ広げていきたいと考えている。

(石井委員) 感想であるが、多文化共生については、どこの市町も抱え

てる問題と認識している。今、公立園所についての説明があったが、外国にルーツを持つ子どもたちはやがて小学校に入学していく。今見えている課題があるため、外国籍の子どもたちとコミュニケーションが取れるようなアイデアが公立園所の教職員から出た場合は、幼保小架け橋カリキュラム等により小学校につないでいくような取組が必要ではないかと感じた。

(山口学校教育課長) 小学校においては更に外国籍の子どもたちの人数が多いため、かなり前から日本語指導を研究する加配教員がおり、支援については進んでいる。専門性の高い教職員も三木市におり、県内他市町から日本語指導の講師に来てほしいと言われるくらい日本語支援の実績は非常に高い。現状では兵庫県内で三木市が日本語指導が必要な児童生徒の割合が一番多いこともあり、三木市の支援は進んでいると考えていただきたい。

(大北教育長) 人数は阪神間が多いが、割合は三木市が多い。

(稲見委員) 外国にルーツを持つ子どもたちの保護者が三木市の日本語支援について共有し、結果、三木市が居住地に選ばれているのかもしれないと感じた。

日程第13 その他 なし

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和7年4月18日午後2時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第4 第15号議案 財産の取得に係る教育委員会の意見について

日程第 8 第 19 号議案 令和 7 年度三木市教育委員会事務局職員等の
人事異動について

第 15 号議案及び第 19 号議案は、三木市教育委員会会議規則第 5 条
第 1 項ただし書の規定により非公開で審議したため、同規則第 31 条の
規定により内容については記載しない。

教育長が、第 15 号議案及び第 19 号議案について採決を行い、原案
のとおり可決された。

閉 会

教育長が、令和 7 年 3 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和7年3月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

記録者 _____